

入退院調整ルールにおける留意事項

入院前にケアマネが決まっている場合

	医療機関	ケアマネ	市町村・地域包括支援センター
		<ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネは、担当ケース入院時に、サービス事業者・本人・家族から連絡がくるよう日頃から周知をする 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村は、介護保険証の居宅介護事業所名を早期に表記する
①入院時	<ul style="list-style-type: none"> ●患者の介護保険証で担当の居宅介護事業所を確認し、ケアマネへ連絡をする（入院予定期間も伝える） 	<ul style="list-style-type: none"> ●担当ケースの入院を把握した際は、入院先医療機関へ連絡をする ●担当ケース（要支援・要介護）の入院時情報提供書を入院先医療機関へ送付する ●入院時情報提供書は、「入院時情報提供書記載内容」を参考にする（別添1） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村・地域包括支援センターは、医療機関から住民の担当居宅介護事業所照会があった場合は、折り返しの連絡として対応する
	<ul style="list-style-type: none"> ●患者の介護保険証で居宅介護事業所が確認できない場合、本人・家族の了解を得て、各市町村介護保険担当課へ連絡をする 		
②入院中	<ul style="list-style-type: none"> ●必要時、病状説明、入退院時カンファレンス、家屋訪問等の日時をケアマネへ連絡する 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケースの状況により、可能であれば、病院訪問、病状説明、入退院時カンファレンス家屋訪問等へ参加する ●退院時カンファレンス時は、ケアプラン等（在宅ケアの方針）を示す 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●直接病棟から退院調整する患者のいる医療機関において、サービス・退院調整に困る場合は、連携室等へ相談する 	

③退院時	●退院時情報提供書を記載する際は、『退院時情報提供書（別添2）』に留意する	●退院時情報提供書を医療機関から受け取る（その際に詳しく知りたい情報があれば、医療機関へ問い合わせをする）	
	●転院時は、医療機関から転院先へケアマネ情報を伝える ●可能な場合は、転院先医療機関名をケアマネへ伝える		

入院前にケアマネが決まっていない場合

	医療機関	ケアマネ	市町村・地域包括支援センター
④入院中	●家族へ介護保険や介護予防サービスの申請を勧めるにあたり判断に困る場合は、患者居住地の地域包括支援センターへ連絡をする		●医療機関や住民からの相談に応じる ●必要に応じて、介護保険申請の手続きを緊急で実施する（できるだけ退院に間に合うように実施） ※新規介護保険や介護予防サービス申請の際は、退院時情報提供書を受け取り、担当ケアマネが決まれば転送する
共通認識事項	●病院・市町村・地域包括支援センター・ケアマネは、連絡を取り合い、お互いの専門性を尊重する		
	※介護保険制度の理解に努める	※医療制度の理解に努める	

＜入院時情報提供書記載内容（入院中必要な在宅生活の情報）（別添1）

※名称、様式は問いません

- ① 基本情報（氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・家族構成（キーパーソン）・住環境（一戸建て・集合住宅か）・身長・体重・緊急連絡先・かかりつけ医名（往診か通院か）要介護認定（有無・要介護・要支援状態区分）
- ② 日常生活（ADL（歩行・入浴・排泄（おむつやポータブルトイレ使用の有無）・更衣・移動方法・睡眠・食事（治療食の有無）等）・嚥下（食事形態）・歯科（義歯の有無）に関する情報・喫煙・飲酒・認知症の状況・生活能力（家事・書類手続き・金銭管理・内服管理等）・家族の介護力・理解力・判断力
- ③ サービスの利用状況（サービス利用に至った理由・サービス項目と利用回数・事業所名等）
- ④ 居宅介護事業所名、担当ケアマネ名
- ⑤ 退院調整・退院指導等で考慮してほしい点

＜退院時情報提供書記載内容（退院後の生活に必要な入院中の情報）（別添2）

※名称、様式は問いません

- ① ADL・IADLの状況
- ② 歩行・排泄の状況
- ③ 内服の状況
- ④ 精神状態
- ⑤ 福祉用具の必要性、住宅改修の必要性
- ⑥ 退院後の生活上の注意点
- ⑦ 医療上（病状）の配慮事項（制限・禁止等）
- ⑧ 医療処置の有無と内容
- ⑨ 家族への介護指導有無と内容、理解状況
- ⑩ 退院後の治療方針（通院予定等）
- ⑪ 夜間の看護・介護状況

＜情報提供時の留意事項＞

※記載上留意すること

- ① 横文字や略語は、できるだけ使用しない
- ② 生活を送ることをイメージした内容とすること
- ③ 情報は、直近の様子を記載する

※個人情報の保護

- ① 情報のやりとりには、対象者の身体機能等、数多くの個人情報が含まれているので、取り扱いに最大限の注意を払うこと
- ② 個人情報の記入及び送付に当たっては、事前に必ず本人や家族に趣旨をよく説明し、本人または家族の同意を得ること
- ③ 情報転用の必要性が生じた場合は、必ず情報元及び本人または家族の同意を得ること

<介護保険や介護予防サービス等の新規申請が必要な人を選ぶための目安> (別添3)

※介護保険等が未申請だが新規申請が必要な方

- ① ADL の状況から生活支援が必要な方
- ② 入浴・排泄において支援が必要な方
- ③ 独居または昼間独居になる方
- ④ 調理等の家事が困難な方
- ⑤ がんや特定疾病のある方
- ⑥ 医療ケアが必要な方
- ⑦ 内服の自己管理に支援が必要な方
- ⑧ ターミナルの方
- ⑨ 家族が遠方である等家族の介護力確保が難しい方
- ⑩ その他特に支援が必要な方